

岐阜市の屋外広告物のルールが変わります!!

「屋外広告物」を表示・設置・管理している皆さま

令和7年7月1日から

① 屋外広告物（看板など）の点検が義務になります

- ◆ 大きさや設置場所、形態、許可申請の要・不要にかかわらず、**すべての屋外広告物が対象です。**
- ◆ 屋外広告物の**更新許可申請**の際に、**申請日の前3ヶ月以内に点検した「屋外広告物点検結果報告書」を提出**してください。（許可を受ける対象でない場合は、報告書の提出は不要です。）



令和9年4月1日から

② 一部の屋外広告物は「有資格者」による点検が必要になります

【有資格者】 * 屋外広告物の点検ができる資格を持つ者	・ 屋外広告士 ・ 屋外広告物点検技能講習(*2)修了者 ((*2)(公社)日本サイン協会及び(一社)日本屋外広告業団体連合会が共催するもの) ・ 建築士（1級、2級 ※木造建築士を除く）
【対象の広告物】 * 有資格者による点検が必要な広告物	・ 地表から広告物の上端までの高さが4mを超える広告物等 【対象から除くもの】 ・ 簡易な広告物（はり紙、はり札、立看板類、広告幕類、アドバルーンなど） ・ 建物の壁面に直接塗布、プラスチックフィルム貼り、投影したものなど

- ◆ 有資格者による点検が必要な広告物は、屋外広告物の更新許可申請の際に「**点検者の資格を証する書類の写し**」を提出してください。

■ 「有資格者」が見つからない場合の相談窓口・・・岐阜県広告美術業協同組合 TEL：058-245-4472

【お願い】屋外広告物の高さを確認するため、市職員が測量に伺う場合があります。（令和7年4月～）

令和7年7月1日から

③ 許可等を受けた広告物に貼る屋外広告物許可済証（シール）を廃止します

- ◆ 許可の公表は岐阜市ホームページに掲載します。
- ◆ 電話やメールでのお問い合わせもできます。



④ 許可を受ける対象でない管理用広告物の基準が変わります

（管理用広告物とは、管理上の必要により自己の管理する土地、建物等に掲出する広告物です。下記の基準を満たす場合は、許可を受ける対象から除外されます。）

表示できる個数	・ 個数制限を廃止します。（必要最小限の個数で、同じ内容のものを連続掲出しないこと。）
一個の面積	・ 一個あたりの表示面積の合計は2㎡以下であること。（※表示面積は改正ありません。）
表示する内容	・ 管理内容以外の部分（店舗名など）が目立たないこと。（商品名などは表示できません。）

⑤ 公共施設等に掲げる広告物やエリアマネジメント活動等で掲げる広告物を禁止地域や一部の禁止物件に掲出できるようになります（※掲出できる広告物には条件があります。）

屋外広告業者の皆さま

令和7年7月1日から

⑥ 特例屋外広告業届出済証交付を廃止します（※通知書を交付します。）

※『特例屋外広告業届出制度』の廃止ではありません。

【お願い】屋外広告物許可（更新）申請時に、広告物の地表から上端までの高さを記入してください。

詳しいことは、岐阜市屋外
広告物ホームページ
（ページ番号検索1031128）
または、右のQRコードから
確認できます。



【問い合わせ先】

担 当：岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 屋外広告物係
住 所：〒500-8701 岐阜市司町40番地1（市庁舎17階）
連絡先：（TEL）058-265-3985 （FAX）058-264-1760
（E-mail）koukoku3985@city.gifu.gifu.jp

皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします